

ヘルスケアセンターあじさい契約書

(介護保険適応外サービス)

_____ 様（以下、「利用者」とします。）と社会福祉法人誠和（以下、「事業者」とします。）は、事業者が利用者に対して行われる介護保険適応外サービスについて、以下のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

- 第1条 事業者は、利用者に対して、利用者が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険適応外サービスを提供します。
- 2 利用者及び身元引受人は、事業者からのサービス提供を受けた際には、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

(契約期間等)

- 第2条 この契約期間は、契約締結日より契約が解除、または終了されるまでとします。

(介護保険適応外サービスの内容)

- 第3条 事業者が、利用者に対して行う介護保険適応外サービスにおいて、提供できるサービスは以下のとおりとします。
- 一 基本サービス
 - 二 食事サービス
 - 三 その他利用者の状況に応じて行うものとします。

(サービス利用料金)

- 第4条 利用者は、介護保険適応外のサービスとして、別途定める重要事項説明書に記載された内容に従い、サービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 2 サービス利用料金は、1か月毎に計算し、翌月15日に所定の手続きに沿って支払うものとします。
- 3 事業者は、利用者に対して変更を行う1か月前までに文書で通知することにより、当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 4 利用者が利用料金の変更について意思表示がなく、変更期日を経過した場合は、利用者が同意したものとみなします。
- 5 利用者が第1項及び第3項に定めるサービス利用料金及び利用料金の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

6 身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務を極度額100万円の範囲内で、利用者と連帯して履行の責任を負います。

(利用の中止・変更)

第5条 利用者は、利用期日前に介護保険適応外サービスの利用を中止することができます。この場合には、サービス実施日の前日午後5時までに事業者に出るものとします。

2 事業者は、利用者からのサービス利用の変更等の申し出があった場合、可能な限り、その変更を受け入れるように努めます。

(利用者の契約解除)

第6条 利用者は、以下の場合には、この契約を解除できます。

2 事業者が、正当な理由なく、本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしめない場合。

3 事業者が、第9条に定める守秘義務に違反した場合。

4 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

5 事業者が、破産等事業を継続する見通しが困難になった場合。

(事業者の契約解除)

第7条 事業者は、以下の場合には、この契約を解除できます。

2 事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが著しく困難となったときは、文書により、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除します。

(契約の終了)

第8条 次のいずれかに該当する場合には、本契約は終了するものとします。

一 利用者が死亡した場合

二 利用者が本契約を解除した場合

三 利用者が本契約第6条に基づき本契約を解除した場合

四 事業者が本契約第7条に基づき本契約を解除した場合

(個人情報の及び秘密保持)

第9条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させ

るため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(緊急時等における対応)

第10条 サービス提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医への連絡を行い、必要により協力医療機関に連絡する等の処置を講じます。

(苦情処理)

第11条 利用者は、事業者に対していつでも苦情を申し立てることができるものとします。

2 事業者は利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当従業者1名を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(損害賠償)

第12条 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(裁判管轄)

第13条 本契約に関し、訴訟の必要が生じたときは、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(協議事項)

第14条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又は各契約条項の解釈に疑義が生じたときは、誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

個人情報の利用目的

以下に示された個人情報の利用目的に記載している場合に、個人情報を契約の有効期間中用いることがあります。

本人へのサービス提供に必要な利用目的	上記以外の利用目的
<p>〔事業者の内部での利用に係る事例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該事業者が本人等に提供するサービス ○施設の管理運営業務のうち、 <ul style="list-style-type: none"> －入退所等の管理 －会計・経理 －事故等の内部報告 －当該利用者の福祉サービスの向上 	<p>〔事業者での利用に係る事例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者の管理運営業務のうち、 <ul style="list-style-type: none"> －福祉サービスや業務の維持・改善のための基礎資料 －事業者内外において行われる学生の実習への協力 －事業者内外において行われるケース研究 －事業者内外における写真掲載等による福祉啓蒙活動
<p>〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該事業者が利用者等に提供するサービスのうち、 <ul style="list-style-type: none"> －他の事業者等との連携 －他の事業者等からの照会への回答 －外部の者の意見・助言を求める場合 －業務委託 －家族等への状況の説明 ○費用の請求及び収受に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> －保険者からの照会への回答 ○損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等 	<p>〔他の事業者等への情報提供に伴う事例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当施設の管理運営業務のうち <ul style="list-style-type: none"> －外部監査機関への情報提供

重要事項説明書

介護保険適応外サービスの提供にあたり、当事業者が説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者の名称	社会福祉法人誠和
所在地	岡山県瀬戸内市牛窓町長浜 1745-1
代表者（職名・氏名）	理事長 赤島 耕一路
電話番号	0869-34-6366

2. 利用事業所の概要

事業所の名称	ヘルスケアセンターあじさい
所在地	岡山県瀬戸内市牛窓町長浜 1745-1
管理者（職名・氏名）	大城 憲一郎
電話番号	0869-34-6367

3. 事業目的と運営の方針

事業目的	事業者は、利用者に対して、利用者が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険適応外サービスを提供します。
運営方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境を踏まえ、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等を綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービス提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

サービス内容	一 基本サービス 二 食事サービス 三 その他必要に応じて行うものとします。
--------	--

5. 営業日時

営業日	祝日及び年末年始の 12 月 31 日から 1 月 3 日を除き、月曜日から土曜日までとする。ただし、長期間の連休となる場合は、事前に利用者及びその家族並びに居宅介護支援事業所等
-----	---

	の関係機関に周知の上、祝日又は休日を営業日とすることがある。
営業時間	9：15～16：30

6. 事業の実施地域

実施地域	瀬戸内市（牛窓町・邑久町・長船町）
------	-------------------

7. 事業所の職員体制

職員の職種	管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、管理栄養士、歯科衛生士
勤務時間	8：30～17：30（常勤の場合）

8. 職員研修

採用時研修	採用後1か月以内
継続研修	年2回

9. 利用料及び支払い方法

利用料	基本サービス 1,370円/日 食事サービス 680円/日 リハビリパンツ・パット代は実費を徴収する。 日常生活費（趣味活動材料費等）は実費を徴収する。 喫茶代は実費を徴収する。
支払方法	サービス利用料金は、1か月毎に計算し、翌月15日に銀行からの引き落としにて支払うものとします。 1. ゆうちょ 2. 中国銀行

10. 緊急時の対応

緊急時対応	利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡します。
緊急時連絡先	0869-34-6367

11. 事故発生時の対応

緊急時対応	1) 事故の態様に応じ、必要な措置を迅速に講じます。 2) 利用者の家族、関係機関等に連絡・報告を行います。 3) 損害賠償の責めを負う必要があるときは速やかに応じます。
-------	---

	す。 4) 事故発生の原因を解明し、再発防止の為の対策を講じるとともに、全従業員に周知徹底します。
緊急時連絡先	0 8 6 9 - 3 4 - 6 3 6 7

1 2. 非常災害対策

非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

1 3. 虐待の防止

- 1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- 2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- 3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- 4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- 5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。

1 4. 衛生管理及び従業員等の健康管理等

- 1) 使用する衛生管理用・健康管理用備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施すこと、常に衛生管理に十分留意します。
- 2) 従業員に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させます。

1 5. 苦情相談窓口

苦情相談窓口	平日	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
	電話	0 8 6 9 - 3 4 - 6 3 6 7
	窓口	田淵 真季
処理手順	<ol style="list-style-type: none"> 1) 利用者側と連絡を取り、事情を聞き、苦情の内容の詳細を確認する。 2) 苦情の内容を管理者に報告し、全職員を招集、苦情処理に向けた検討会議を開催する。 3) 検討会議の結果をまとめ、具体的な対応をする。 4) 利用者を訪問し謝罪するとともに、検討結果を説明する。 	

	5) 苦情処理結果を記録、整理する。再発防止に努めるよう全職員に徹底する。 6) 場合によっては、第三者委員からも助言を請う。
緊急時連絡先	0869-34-6367

以上、介護保険適応外サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき契約書並びに個人情報
 報の利用目的、重要事項説明書の説明を受け、同意いたしました。契約の証として、本書面
 を2通作成し、利用者、事業者両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____

身元引受人

(*法定後見人・任意後見人・家族等介護者の代表を指す)

住所 _____

氏名 _____

事業者

住所 岡山県瀬戸内市牛窓町長浜1745番地1

会社 社会福祉法人 誠和

代表 理事長 赤島 耕一路

別紙

介護保険適用外サービス料金体系

利用料金

内容	料金
基本サービス	1,370円/日
食事サービス	680円/日
実費	<ul style="list-style-type: none">・リハビリパンツ・パット代・日常生活費（趣味活動材料費等）・喫茶代